

ケアハウス

職員配置の基準（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 第十一条）

1. 施設長 1名
2. 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1名以上
3. 介護職員 一般入所者の数が30名以下の場合、常勤換算で1名以上
4. 栄養士 1名以上
5. 事務員 1名以上
6. 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

職員配置の実情

1. 施設長 常勤兼任 1名
2. 生活相談員 常勤専任 1名
3. 介護職員 常勤専任 1名 非常勤専任 4名 非常勤兼任 1名
4. 栄養士 常勤兼任 1名
5. 事務員 入所者定員が15名の為、配置なし
6. 調理員その他職員 特養併設の為、配置なし